

<欠席および補講に関する取扱いについて>

●欠席・補講について

- ・各科目（講）の時間に対して、30分を超える遅刻や早退をした場合は欠席となります。
- ・**本人の責めに帰さない事由（※）で欠席される場合のみ**、補講の対象となります。
自己都合による欠席（※）は補講の対象になりません。

※本人の責めに帰さない事由：

公共交通機関の乱れ、天災、感染症の罹患、その他不測の事態など。
事由に応じて、証明書類のご提出をお願いする場合がございます。

※自己都合による欠席：私的な事情や仕事上の都合など。

※**ご自身の仕事の都合上による欠席**は自己都合による欠席となり、
「本人の責めに帰さない事由」に該当せず、「補講」の対象になりません。

- ・補講は2027年1月12日～15日を予定しています。
補講を修了することで欠席分を補うことができます。詳細は、対象者のみにご案内します。

<自己都合により欠席した場合について>

- ・2026年度に欠席された講を、2027年度に受講いただくことで修了要件を満たすことが可能です（本措置は、2027年度に限る対応となります）。
- ・2026年度を受講を希望される場合は、「一部受講証明書」を発行いたしますので、2027年1月31日までに事務局までにお申し出ください。
2027年度を受講の際は、こちらの証明書が必要です。
- ・2027年度を受講については、2026年度受講料とは別に、受講料が必要となります。予めご了承ください。